和歌山縣師範學校内規(抜粋) 図書ニ關スル内規

- 第一條 図書室ハ本校ノ図書ヲ保管スル所トス
- 第二條 図書ノ出約ハ主任書記ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第三條 本校職員生徒ノ外図書ヲ借覽スルヿヲ得ス 但シ図書閲覽ヲ許可ヲ校長ョリ得テ 閲覧室ニ於テ閲覧スルモノハ此限ニアラス
- 第四條 貴重ノ図書辭書及諸學科ニ通スル參考書ハ一人ニ貸付セス其ノ職員室ニ備付クル モノハ首席教諭寄宿舍ニ備付クルモノハ舍監各其ノ保管ノ責ニ任ス
- 第五條 特許閲覧人ハー時ニ和裝書ハ五種三十冊洋裝書ハ五種七冊ヲ借覧スルコトヲ得又 同時ニ和裝書洋裝書ヲ併セ借ルトキハ各其ノ半數ニ過クルヿヲ得ス
- 第六條 職員ハ図書借受ケ及閲覽ノ爲メ書庫内ニ就キ図書ノ檢索ヲナスコトヲ得 但シ書庫内ニ入リ図書ヲ撿素スル際図書ノ位置ヲ錯亂セサル様注意ヲ要ス
- 第七條 本校ノ生徒ハ教科書ノ外帶出借覽ヲ許サス
- 第八條 貸付シタル図書返納指定ノ期限アルモノ、外毎年三月末日ヲ期トシ返納スヘキモ ノトス

但シ教授用參考書ニシテ引續キ借覽スルモノハ更ニ借用ノ手續ヲ爲スヘシ

- 第九條 生徒卒業或ハ退學ノ際其ノ借リ受ケタル図書ハ直チニ之ヲ返納セシムヘシ
- 第十條 貸付ノ図書ハ借受者其ノ保管ノ責ニ任ス若シ紛失汚損セシトキハ之ヲ辨償セシム ベシ

図書閲覽者心得

- 第一條 閲覽室ハ當分日曜日ニ於テ之ヲ開ク其開閉時限ハ其ノ時々掲示ス 但シ臨時ニ開室ヲ見合スヿアルヘシ
- 第二條 図書ヲ閲覽セントスルモノハ閲覽証書用紙ニ求需ノ書名冊數番号等ヲ記入シ捺印 シテ差出スヘシ
- 第三條 筆紙書冊ノ外閲覽室へ携帶スヘカラス
- 第四條 閲覽室ニ於テハー切音語談話喫煙ヲ禁ス

図書保管者心得

- 一 保管者ハ図書ノ出納及図書ニ關スル帳簿ノ整理ヲ嚴密ニスヘシ
- ニ 毎年十月十一月ノ交空氣ノ乾燥シタルトキニ於テ曝書スヘシ
- 三 毎年一回(八月)書籍ヲ調査スヘシ
- 四 書籍調査ノ際見當ラサル書籍アルトキハ所在未詳簿ニ登録シ搜索後發見セシトキハ其 ノ都度之ニ手入スヘシ
- 五 和漢書籍中蠧食ノ虞アルモノハ特ニ風ニ曝シ且ツ平生多ク出納セサル書籍ニハ樟腦又 ハ殺虫菊ノ類ヲ書函ニ入レ置クヘシ
- 六 洋書ハ往々黴ヲ生スルヲ以テ時々之ヲ掃拭スヘシ
- 七 蠧蟲ノ生セシ書籍ヲ發見セシトキハ之ヲ取出シ拂掃シタル後尚一週間以上時ニ風ニ曝スヘシ

- 八 霖雨ノ際ハ書庫ノ窓戸ヲ開クヘカラス若シ己ムヲ得ス窓戸ヲ開クトキハ必ス其ノ硝子 戸ヲ鎖シ置クヘシ
- 九 書籍ノ修繕又ハ裝釘ヲ要スルモノアルトキハ直チニ之ニ着手シ少シモ猶豫スヘカラス
- 十 書庫内ハ毎月一回大掃除スヘシ
- + 新ニ購入セシ図書及寄贈ノ図書ハ其ノ分ノ類ニ從ヒ之ヲ書籍簿ニ登録シーヶ月間之ヲ 特別書架ニ陳列シ閲覽ニ供シタル後之ヲ書庫中ニ藏スヘシ

『和歌山縣師範學校内規』:和歌山大学大学史資料室所蔵

和歌山県師範学校規程要覧 (抜粋)

第四章 図書管理規程

- 第一條 凡テ図書ハ學校長ノ承認ヲ經タル後當該學科主任ヨリ會計書記ニ申出テ購入スへ シ
- 第二條 購入図書ハ會計書記ノ記帳ヲ經タル後図書係ニ廻付スヘシ 右廻附サレタル図書ハ図書係ニ於テ図書臺帳ニ記帳スヘシ
- 第三條 本校一切ノ図書(但シ校友會ノ分ヲ除ク)ハ図書係之カ保管ノ責ニ任ス
- 第四條 図書ノ分管ハ手續ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得、移管後ハ當該教科主任分管簿ニ記入 ノ上保管シ図書係之ヲ監督ス
- 第五條 本校職員生徒ノ外図書ヲ借覽スルコトヲ得ス但シ學校長ノ許可ヲ得タルモノハ此 ノ限ニアラス
- 第六條 貴重ノ図書、辭書及諸學科ニ通スル參考書ハ帶出スルコトヲ得ス
- 第七條 濫リニ書庫内ニ就キ図書ノ檢索ヲナスコトヲ得ス
- 第八條 図書ノ貸出期間ハ通常一學期間トス但シ特ニ指定ノ期限アルモノハコノ限リニア ラス
- 第九條 貸出ノ図書ニツキテハ借用者其ノ保管ノ責ニ任ス若シ紛失、汚損等ノ場合ハ之ヲ 辨償セシムヘシ

第五章 図書保管者心得

- 第一條 保管者ハ図書ニ關スル帳簿ノ整理ヲ嚴密ニスヘシ
- 第二條 毎年十月、十一月ノ候空氣ノ乾燥シタルトキニ於テ曝書スヘシ
- 第三條 毎年一回書籍ヲ調査スヘシ
- 第四條 書籍中蠧食ノ虞アルモノハ特ニ風ニ曝シ且平生多ク出納セサル書籍ニハ樟腦又ハ 殺虫劑ヲ書函ニ入レ置クヘシ
- 第五條 洋書ハ往々黴ヲ生スルヲ以テ時々掃拭スヘシ
- 第六條 霖雨ノ際ハ書庫ノ窓戸ヲ開クヘカラス
- 第七條 書籍ノ修繕ヲ要スルモノアルトキハ直ニ着手スヘシ
- 第八條 書庫内ハ毎月一回掃除スヘシ

和歌山高等商業學校一覧 (第一年度) (抜粋)

第六 圖書課規程

一 圖書閲覧規程

第一條 本校圖書館ニツキ圖書を閲覧スルコトヲ得ルモノハ本校職員、生徒及校外者ニシ テ校長ノ許可ヲ得タルモノニ限ル

校外者に關スル閲覧許可手續ハ別ニ之ヲ定ム

- 生徒停學處分ヲ受クルトキハ圖書ノ閲覧ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第二條 閲覧室ハ祝日、大祭日、日曜日、春季、夏季及冬季休業中ノ或日數ヲ除キ毎日之 ヲ開ク但開閉ノ日時ハ随時之ヲ掲示ス
- 第三條 閲覧室ニ於テ圖書ヲ閲覧セントスルモノハ出納所ニ備付ケアル目録ニヨリ圖書閲覧証ニ著者書名記號自己ノ學年組姓名其ノ他ノ要件ヲ明瞭ニ記シ係員ニ之ヲ提出シテ貸渡ヲ受クヘシ但出納所常置圖書ノ閲覧ハ之ヲ所定ノ席ニ於テナストキニ限リ本條所定ノ手續を要セス
- 第四條 閲覧者一名ノ一時に閲覧スルコトヲ得ル圖書冊數左ノ如シ

生徒 和漢洋書通算 参冊

校外者 仝 弐冊

- 一名ニテ同一圖書二冊以上閲覧スルコトヲ得ス
- 第五條 閲覧圖書ノ一部ヲ一旦返納スルトキハ前條ノ既定ノ制限ニ充ツルマテ更ニ他ノ圖書ヲ閲覧スルコトヲ得
- 第六條 閲覧圖書ハ總テ閲覧室内ニ於テ閲覧スヘク之ヲ室外ニ持去ルヘカラス又特別圖書 ハ特定ノ席ニ於テ閲覧スルコトヲ要ス
- 第七條 閲覧圖書ハ他人二轉貸スヘカラス
- 第八條 圖書ノ閲覧ヲ終リタルトキ或ハ閲覧室閉鎖ノ時刻ニ到リタルトキハ直ニ閲覧圖書 ヲ係員ニ返納シ退場スヘシ
- 第九條 閲覧者ハ喫煙、私語、音讀其ノ他他人ノ閲覧ノ妨ケトナルへキ舉動ヲ爲スヘカラ ス
- 第十條 閲覧圖書ハ最モ鄭重に取扱フヘク總テ圖書タルノ機能ヲ害スヘキ行爲アルヘカラス
- 第十一條 圖書ヲ汚染毀損若クハ紛失シタルモノハ修繕ヲ加ヘシメ或ハ同一圖書ヲ以テツ グナハシム但場合ニ依リ相當ノ修繕料若クハ代償ヲ辨償セシムルコトアルヘシ
- 第十二條 閲覧者以上ノ規程ニ違背スルトキハ爾後圖書ノ閲覧ヲ許サス且閲覧室ノ出入ヲ 禁シ情状ニ依リ更ニ相當ノ處分ヲナスコトアルヘシ
- 第十三條 閲覧者ハ時々ノ掲示ニ中止シ之ニ従フヘシ

二 圖書帶出規程

- 第一條 圖書帶出ヲ願出ツルコトヲ得ルモノハ圖書閲覧規程第一條ニョリ圖書閲覧ヲ爲シ 得ルモノニ限ル但校外者ニアリテハ校長ノ許可ヲ得タル官公庁衙學校ニ限ル
- 第二條 圖書ヲ帶出セントスルモノハ圖書借用證ニ著者書名部數冊數記號期日自己ノ學年

組住所姓名其ノ他ノ要件ヲ詳記シ捺印ノ上當該學科担任教官或ハ圖書課長ノ承認ヲ經テ 係員ニ之ヲ提出スヘシ但教科用其ノ他校務用帶出ノ場合ハ別ニ定ムル所ノ手續ニヨル

- 第三條 圖書帶出ハ圖書整理ノ都合上随時全般ニ亘リ或ハ一部分之ヲ停止或ハ帶出ノ場合 ハ別ニ定ムル手續ニヨル
- 第四條 出納所常置ノ圖書ソノ他辭書叢書統計書年鑑圖書地圖新聞新着雑誌並に特別圖書 ハ本規程ニョル帶出ヲ許サス
- 第五條 借用者一名ノ一時に帶出ヲ爲スコトヲ得ル冊數及期間左ノ如シ

教官(教科用トシテノ場合ヲ除ク)

和漢洋書通算 十冊 一ヶ月以内

其ノ他ノ職員(校務用トシテノ場合ヲ除ク) 仝

三冊 十四日以内

生徒

全 三冊 七日以内

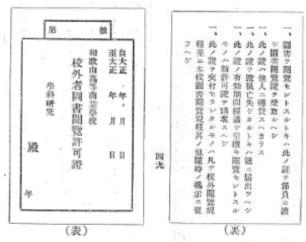
- 第六條 帶出圖書ハ期日迄ニ返納スヘシ引續キ帯出セントスルモノハ更ニ第二條ノ手續ヲ 爲スヘシ期日前ト雖モ圖書課ヨリ請求アルトキハ直ニ返納スヘシ
- 第七條 帶出圖書ハ春季夏季冬季休暇前之ヲ返納セシム其ノ期日ハ之ヲ掲示ス
- 第八條 休暇中帯出ヲナサントスルモノハ休暇ノ始ル迄ニ其ノ手續を爲スヘシ 之に關シテハ第五條規定ノ制限ヲ準用ス但期間ヲ就テハ此ノ限リニ非ス
- 第九條 職員退職休職轉任シ又ハ3ケ月以上任地ヲ離ルルトキ及生徒休學退學卒業シタルトキハ直ニ帯出圖書ヲ返納スヘシ
- 第十條 圖書閲覧規程第七條第十條乃至第十三條ハ圖書帯出ニ就テ之ヲ準用ス

三 教科用其ノ他校務用圖書帶出規程

- 第一條 本校所蔵ノ圖書ハ本規程ニ據リ其ノ許可ヲ得ルニアラサレハ校外者之ヲ閲覧スル コトヲ得ス
- 第二條 本校所蔵圖書ノ閲覧許可ヲ得ントスルモノハ其ノ研究學科ヲ定メ本校教官ノ紹介 ニヨリ或ハ適當ノ保証人ヲ立テ願書ヲ圖書課ヲ經テ校長ニ差出スヘシ
- 第三條 右ノ手續ニヨル閲覧許可願出ニ就テハ校長之カ許否ヲ決ス
- 第四條 閲覧許可ヲ與ヘタルモノハ校外者閲覧許可名簿ニ登録シ校外者圖書閲覧許可証ヲ

交附ス其ノ様





第五條 閲覧許可ノ有効期間ハー學年間トシ閲覧許可証ニ之ヲ記載ス有効期間ヲ經過セル

- 閲覧許可証ハ本人ノ請求ニヨリ新閲覧許可証ト交換ス
- 第六條 閲覧許可証ハ他人ニ轉貸スヘカラス
- 第七條 閲覧許可証ヲ毀損亡失シタルトキハ速ニ其ノ事由ヲ具シテ届出テ之カ再交附ヲ受 クヘシ亡失閲覧許可証ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ返納スヘシ
- 第八條 閲覧許可ヲ得タルモノ圖書ヲ閲覧セントスルトキハ閲覧許可證ヲ係員ニ渡シ校外 者圖書閲覧証ノ交付を受ケ之ニ著者書名部數記號氏名年月日等ヲ詳記シテ係員ニ差出シ 貸渡ヲ受クヘシ
- 第九條 閲覧ハ閲覧室内特定ノ席ニ於テナスヘシ
- 第十條 圖書ヲ閲覧室外ニ持去ルヘカラス
- 第十一條 校用上必要アルトキハ閲覧中ト雖モ圖書ヲ返納セシムルコトアルヘシ
- 第十二條 閲覧ヲ終リタルトキ若ハ閲覧室閉鎖時刻ニ到レルトキハ圖書ヲ係員ニ返納シ閲 覧許可証ヲ受取リ退室スヘシ
- 第十三條 其ノ他圖書閲覧ニツテハ本規程並ニ本校圖書閲覧規程及随時ノ掲示ニ従フヘシ
- 第十四條 前條諸規定ニ違背シタルモノハ其ノ閲覧許可証ヲ無効トシ若ハ之ヲ没収シ爾後 閲覧ヲ許可サルコトアルヘク或ハ相當ノ處置ヲ執ルコトアルヘシ

五 圖書購入規程

- 第一條 圖書購入ノ請求ヲナシ得ルモノハ教官其ノ他ノ職員トス購入請求圖書ノ種類ハ教 官ニアリテハ自己擔當ノ學科ニ關スルモノヲ主トシ其ノ他ノ職員ハ校務上必要ナルモノ ニ限ル但校長ヨリ特ニ調査研究ヲ命セラレタル場合ハ此ノ限ニアラス
- 第二條 圖書購入ヲ請求セントスルモノハ圖書購入請求書ニ必要ノ事項ヲ記入シ圖書課長 ニ差出スヘシ
- 第三條 圖書課長ハ豫算其ノ他ノ調査ヲナシ差支ナキトキハ校長ノ承認ヲ受ケ直ニ購入ノ 手續ヲナスヘシ
- 第四條 圖書ノ購入ヲ爲シタルトキハ原簿ニ登錄シ閲覧ニ必要ナル手續ヲナシ之ヲ了リタルトキハ直ニ請求者ニ通知スヘシ

六 寄贈圖書取扱規定

- 第一條 圖書ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ之ヲ寄贈圖書受付簿ニ記入シ直ニ謝狀ヲ發スヘキモ ノトス
- 第二條 寄贈圖書ハ之ヲ圖書原簿ニ登録シ閲覧ニ供スル手續ヲナスヘシ但小冊子及之ニ類 似ノモノハ圖書原簿ニ登録スルコトナク閲覧ニ供スル手續ヲナスコトヲ得
- 第三條 一時二或ハ繼續シテ多數圖書ノ寄贈アリタルトキ校長カ其ノ價値アリト認ムル場 合ニハ寄贈者ノ希望ニョリ特ニ書架ヲ設ケ之ヲ別置スルコトアルヘシ

七 寄贈雑誌新聞取扱規程

- 第一條 雑誌新聞其ノ他之ニ類似ノモノニシテ初メテ寄贈ヲ受ケタルトキハ直ニ謝狀ヲ出 スヘキモノトス
- 第二條 寄贈雑誌新聞ノ保存ニ關シテハ永久當分其ノ年中ニ區別シ永久保存ノモノハ製本 後圖書原簿ニ登録シヘシ其ノ區別ハ圖書課長之ヲ爲ス

八 圖書寄託規程

- 第一條 閲覧ニ供シ若ハ保管ヲ請フ目的ヲ以て本校ニ圖書ヲ寄託セントスルモノハ其ノ事 由ヲ詳記シ目錄ヲ添へ豫メ圖書課ニ照會シ差支ナキトキハ圖書課長ヲ經テ校長ニ寄託願 書ヲ差出スヘシ
- 第二條 寄託圖書ハ本校所蔵ノ圖書ト同様ノ取扱ヲナス
- 第三條 寄託圖書ハ圖書課其ノ保管ニ注意スレトモ火災盗難其ノ他ノ事故ニョル毀損亡失ニ對シテハ本校其ノ責ニ任セス

九 圖書點檢規程

- 第一條 圖書ノ點檢ハ随時之ヲ行フ
- 第二條 前條ノ規程ニョリ其ノ必要アルトキハ圖書帶出規程ニョリ帶出圖書ノ返納ヲ請求 スヘシ

十 圖書出納規程

- 第一條 購入手續ヲ了シタル圖書ハ之ヲ書庫ニ収藏ス
- 第二條 圖書ノ檢索出納ハ圖書課員之ニ從ふ
- 第三條 教官ハ前條ノ規程ニ拘ラス書庫ニ入リ圖書ノ檢索ヲ爲スコトヲ得

十一 圖書課長報告規程

第一條 圖書課長ハ毎月十日迄ニ前月ノ閲覧及帶出統計並ニ圖書増加表ヲ作製シ校長ニ之 ヲ報告スヘシ